

外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助金

Q & A

※令和2年10月15日時点

No.	Q	A
1	補助対象経費はどのようなものですか。	受入施設等での就労開始後に発生した候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に伴う経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料）、備品購入費です。 また、候補者の喀痰吸引等研修の受講に対する支援に係る経費のうち、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料）です。 また、候補者の研修を担当する者の活動に対する支援に係る経費のうち、研修担当者へ支給する諸手当です。 なお、受入れ本体に係る経費（賃金、衣食住にかかる費用等）は対象外です。
2	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、委託料、補助金、備品購入費について、具体的な補助対象経費は、どのようなものですか。	具体的な対象経費について、例えば、報償費は、日本語講師、介護講習講師への報酬、謝金等です。旅費は、講習・研修会場への交通費等です。需用費は、文具類、計算機、プリンターインク、教育教材等の購入費です。役務費は、インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料等です。使用料は、研修会場等の使用料等です。賃借料は、パソコン機器リース代等です。委託料は、日本語教育、介護講習の外部委託費等です。補助金は、施設が候補者に対し補助した入学金、受講料等（施設が候補者に代わって支払う場合を含む）です。備品購入費は、パソコン機器、翻訳機、ホワイトボード等の購入費となります。 なお、備品、教育教材等は、受入施設等で購入し、管理するものが対象となります。候補者又は研修担当者が個人で購入したもの、専ら自己学習用として施設が候補者個人に買い与えるものは対象外です。また、備品、インターネット回線等は、受入施設等で購入または契約し、候補者の日本語学習及び介護技能の習得の用途に使用するものが補助対象となります。受入れ期間中または受入れ終了後に、学習以外の用途にも使用するものの経費は対象外です。
3	備品の購入数に制限はありますか。	補助対象となる購入数に具体的な制限はありませんが、事業所内の候補者の研修の実施にあたり必要な数量を購入するようにしてください。 なお、必要性の確認に当たって、追加で書類をご提出いただく場合もありますので、予めご了承ください。
4	以前に本補助金で購入した備品が故障し、修理した場合や再購入した場合、対象経費として認められますか。	備品の修理・再購入にかかる経費は、故障の原因が不可抗力による止むを得ないものでない限り、原則認められません。（まだ使用できるが最新の機種に買い替えたい、という場合や、施設職員・候補者の不注意で故障してしまった場合等には認められません。）
5	介護福祉士国家試験の受験料は、対象経費として認められますか。また、介護福祉士国家試験の受験の際に要した交通費は補助対象ですか。	本補助金は、国家試験を受験するまでの学習支援のみが補助対象となります。よって、認められません。（学習の理解度を確認するために行われる模擬試験の受験料等は、補助対象となります。） また、試験受験の際に要した交通費も補助対象外です。
6	日本語能力試験等の受験料は補助対象ですか。また、日本語能力試験等の受験の際に要した交通費は補助対象ですか。	日本語能力試験等の受験料は、受入施設等が負担する日本語学習に要する経費にあたるため、補助対象です。また、試験受験の際に要した交通費も補助対象です。
7	候補者の宿舍の火災保険料や電気代は、対象経費として認められますか。	候補者の居住に伴う家賃や各種保険等は、施設が候補者を雇用する際の福利厚生等の範疇であり、補助対象である学習支援の範囲外となります。よって、認められません。（候補者が自宅で自習する際のインターネット通信費は、受入施設等で契約し、学習用途に使用する場合に限り補助対象として認められます。）

外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助金

Q & A

※令和2年10月15日時点

No.	Q	A
8	日本語学習の合宿プログラムに、給食費や宿泊費が含まれている場合、対象経費として認められますか。	それらが日本語学習のための研修の一部であり、特殊な追加オプションでない限り、認められます。
9	候補者と一緒に、候補者でない者も介護技術・日本語学習についての講座を受講しましたが、受講料が一体となっています。この場合、講座受講料をどのように申請すればよいですか。	受講料を候補者（補助対象者）と候補者でない者（補助対象外）の人数で按分し、補助対象者の講座受講料のみを申請してください。
10	宛名が候補者個人の領収書は添付資料として認められますか。	宛名が施設または法人になっていない領収書等は原則、添付資料として認められません。発行元にお問い合わせ、宛名が施設または法人の領収書またはそれに準ずる支払い証明書等を再発行してもらってください。 宛名が候補者個人の領収書等しか発行されない場合は、施設が当該経費について支出したことがわかる施設の口座の通帳の写しや、施設が当該経費について候補者へ支払ったことを証明する領収書等をご提出ください。
11	施設で候補者に対して独自に喀痰吸引に関する研修を実施した場合、喀痰吸引等研修の受講に対する支援（9.5千円）の補助を受けることはできますか。	喀痰吸引等研修とは、社会福祉法及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）に基づく法定講習であり、東京都に登録されている登録研修機関において研修を受講できます。従って、施設が登録研修機関として研修を実施した場合を除いて、施設の独自研修は補助対象となりません。
12	候補者が来日してから施設に就労するまでの間に掛かった費用は、対象経費として認められますか。	本補助金の対象は、施設が候補者を受け入れてから実施する学習支援の経費となっています。よって、認められません。
13	月の途中で候補者が就労・退職する場合、就労月数はどのように算定しますか。	就労開始・退職が月の途中の場合も、就労開始月・退職した月を就労月数に算定します。
14	年度途中で候補者が帰国した場合、必要な手続きはありますか。	交付決定を受けた後、年度終了前に国家試験辞退等によって候補者が0人になり、研修が終了もしくは継続不要となった場合には、研修を終えた時点から1か月以内の実績報告書を提出していただく必要があります。年度終了前に候補者が0人になった場合は、速やかに担当までご連絡ください。

外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助金

Q & A

※令和2年10月15日時点

No.	Q	A
15	<p>対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。</p> <p>なお、「金額換算可能な各種ポイントが付与された場合」とは、具体的には以下のケースになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードや、その他購入に伴いポイントの付与されるポイントカード（購入先の家電量販店のポイントカード等）を利用した場合</li> <li>・上記の他、ネットショッピング等により、ポイントが付与される場合</li> </ul>	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。また、各種ポイント相当額の確認できる根拠資料（ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や、1ポイント当たりの換金率が記載された、カード会社の規約書等）を提出してください。</p>
16	<p>対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。</p> <p>その場合、QA15のとおり、「寄附金その他収入額」に計上し控除することですが、今後法人が付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要はありますか。</p>	<p>対象経費の支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し対象経費の実支出額から控除してください。</p>
17	<p>対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、対象経費のうち一部の金額について、金額換算可能な各種ポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。</p>	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント利用分を控除した額が対象経費の実支出額となります。また、各種ポイント利用分を確認できる領収書等を提出してください。</p>
18	<p>交付申請時に申請していなかった経費を、実績報告時に計上することはできますか。</p>	<p>交付申請時に計上されていなかった事項を、実績報告において新たに補助対象とすることはできません。</p>
19	<p>交付決定後、購入を予定していたものに変更が生じた場合に必要手続きはありますか。</p>	<p>変更後の内容が、交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められる場合は変更後の内容を反映した実績報告書を提出してください。</p> <p>「適合する」と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請時の備品等が欠品、廃番となっている場合、廉価な同等品が見つかった場合、その他変更</li> </ul> <p>に合理的理由がある場合に、実績報告時に同等品に変更すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入目的（用途）の変更を伴わない製品・サービスの変更</li> <li>・合理的な理由が認められる数量の変更（当初の数量で購入目的が達成できないなど）</li> </ul> <p>※確定する額は、交付決定額を最大限度とし、その額を上回ることはできません。</p> <p>※交付申請時から製品・サービス内容に変更がある場合や「適合する」の判断が難しい場合は、事前に担当者へご確認ください。「適合する」と認められない場合には、補助対象外となります。</p>